

中泊町防災会議条例

平成 17 年 3 月 28 日
条例第 159 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、中泊町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中泊町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する義務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者

6 前項各号の委員の定数をつぎのように定める。

- 1 号委員 4 名
- 2 号委員 3 名
- 3 号委員 1 名
- 4 号委員 4 名
- 5 号委員 1 名
- 6 号委員 2 名
- 7 号委員 3 名
- 8 号委員 3 名

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公

共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 10 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

中泊町災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 28 日
条例第 160 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、中泊町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 10 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

中泊町防災会議委員名簿

条例第3条 による区分	機関名	職名	所在地	電話
会長	中泊町	町長	中泊町大字中里字亀山 434-1	0173-57-2111
1号	東北農政局 青森地域センター	所長	青森市本町 2-10-4	017-777-3512
	津軽森林管理署 金木支署	署長	五所川原市金木町芦野 200-498	0173-53-3115
2号	西北地域県民局地域整備部	部長	五所川原市栄町 10	0173-35-2105
	西北地域県民局地域農林水産部	部長	五所川原市栄町 10	0173-35-2345
	西北地域県民局地域健康福祉部	部長	五所川原市栄町 10	0173-34-2111
3号	五所川原警察署	署長	五所川原市字栄町 6-1	0173-35-2141
4号	中泊町	副町長	中泊町大字中里字亀山 434-1	0173-57-2111
	中泊町	支所長	中泊町大字小泊字小泊 488	0173-64-2111
	中泊町	環境整備課長	中泊町大字中里字亀山 434-1	0173-57-2111
5号	中泊町	教育長	中泊町大字中里字紅葉坂 210	0173-69-1112
6号	五所川原地区消防事務組合 消防本部	消防長	五所川原市中央 4 丁目 130	0173-35-2019
	中泊町消防団	団長	中泊町大字豊岡字緑川 108-1	0173-57-4067
7号	東日本電信電話（株） 青森支店	支店長	青森市橋本 2-1-6	017-774-9550
	東北電力（株） 五所川原営業所	所長	五所川原市字田町 113-1	0173-35-3524
8号				

中泊町災害対策本部要項

(趣旨)

第1条 この要項は、中泊町災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、設置場所等)

第2条 本部の名称及び設置場所は、その都度災害対策本部長（以下「本部長」という。）が定める。

2 本部長は、本部を置いたときは、当該本部の名称及び設置場所を、当該本部を廃止したときはその旨を速やかに告示するものとする。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長（副町長不在の場合は教育長）をもってあてる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる職員をもってあてる。

- (1) 総務課長、支所長、町民課長、福祉課長、水産観光課長、税務課長、環境整備課長、農政課長、農業委員会事務局長、財政課長、上下水道課長、会計課長、議会事務局長、教育次長、静和園長
- (2) 教育長
- (3) 消防団長
- (4) 五所川原地区消防事務組合消防長

(災害対策要員)

第4条 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、災害対策に従事する者（以下「要員」という。）を置く。

2 前項の要員は、町職員をもってあてる。

(本部会議)

第5条 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって構成する会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(部及び班等)

第6条 本部に別表に掲げる部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長を置き、それぞれ別表に掲げる職にある職員をもってあてる。

(部及び班の事務分掌)

第7条 部及び班の事務分掌は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

(部長等の任務)

第8条 部長は、本部長の命を受け、部に属する対策事項を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 班長は、部長の命を受け、班の分担事務を掌理し、所属の班員を指揮する。

3 班員は、班長の命を受け、分担事務に従事する。

(配備の指定)

第9条 本部長は、本部が設置されたときは、直ちに配備の規模を指定し、状況の変化に応じて変更する。

(配備の規模)

第10条 配備の規模は次の区分のとおりとし、それぞれは配備に応ずる要員（以下「配備要員」という。）の数は別に定める。ただし、部長は、特に必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更し、又は本部長に対し、当該部に属しない要員の配備を動員することができる。

1号配備	準備態勢	風水害等
2号配備	警戒態勢	
3号配備	非常態勢	

警戒配備	地震・津波
非常配備	

(配備要員)

第11条 各部長は、要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(災害報告)

第12条 各部長は、災害が発生した場合は、それぞれの分担事務に係わる災害状況を対策連絡部長を通じて本部長に報告しなければならない。

災害救助法の適用基準

(県健康福祉部健康福祉政策課)

1. 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

- (1) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
 (2) 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものである。
 (3) 市町村の区域を単位とする被害が次の ((ア)、(イ)) かに該当するものであること。

ア. 市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれ (a・b・c・d) かに該当する場合

- a 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。(令第1条第1項第1号)

(令別表第1)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数	該当
5,000 人未満		30 世帯	○
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "	
15,000 "	30,000 "	50 "	
30,000 "	50,000 "	60 "	
50,000 "	100,000 "	80 "	
100,000 "	300,000 "	100 "	
300,000 "		150 "	

- b 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。(令第1条第1項第2号)

(令別表第2)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数	該当
1,000,000 人未満		1,000 世帯	○
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 "	
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "	
3,000,000 "		2,500 "	

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数	該当
5,000 人未満		15 世帯	○
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "	
15,000 "	30,000 "	25 "	
30,000 "	50,000 "	30 "	
50,000 "	100,000 "	40 "	
100,000 "	300,000 "	50 "	
300,000 "		75 "	

- c 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数	該当
1,000,000 人未満		5,000 世帯	○
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 "	
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "	
3,000,000 "		12,000 "	

(参考) 滅失世帯算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失世帯	1 世帯
半壊、半焼	1 / 2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1 / 3 世帯

- d 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。(令第1条第1項第3号後段)

(a) 被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であること。

このような例として次のようなものがある。

(a a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(b b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

※ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第1条)

(b) 多数の世帯の住家が滅失したものであること。

イ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合(令第1条第1項第4号) この規程に該当すると思われる災害について本法を適用しようとするときは、前記の(ア)のd同様、法解釈上の問題及び事実認定の取扱いを統一する必要があるので、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならない。

- a 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合
- b 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- c 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- d 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- e 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- f 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

(a) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大

(b) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

(c) 雪崩れの発生による人命及び住家被害の発生

g 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

h 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

※1 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(基準省令第2条第1号)

※2 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第2条第2号)

(4) 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

2. 被害程度の認定基準

種類	統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、または主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- 注 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3. 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めるときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

(趣旨)

第1条 この訓令は、中泊町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する中泊町防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の管理について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として中泊町役場内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線系の管理責任者)

第3条 無線系に、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、無線系の管理運用の業務を総括し、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

3 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第4条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第5条 次の部署に管理者を置く。

(1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署

(2) 本庁以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等の部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置又は配備されている無線局及び附帯施設等の管理監督の業務を所掌する。

3 管理責任者は、本庁にあっては、当該部署の課長、出先にあっては当該機関の長をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第 6 条 管理責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第 7 条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌の記載を行う。

2 基地局の配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の運用を指揮監督する。

(通信取扱者)

第 8 条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備付け書類等の管理)

第 9 条 通信取扱責任者は、電波等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、1 月から 12 月までの無線業務日誌抄録を翌年 1 月末までに作成し、管理責任者の査閲を受け、東北電波管理局に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第 10 条 災害発生時(警報発令時)における連絡体制は、別表 1 のとおりとする。

(無線局の運用)

第 11 条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第 12 条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 年点検

2 点検項目日は、無線局の点検表のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者又は管理者

(2) 年点検は、管理責任者

4 予備装置及び予備電源については、毎年 2 回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 13 条 管理責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎年 1 回以上定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 14 条 管理責任者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(無線設備を共用する免許人との協定)

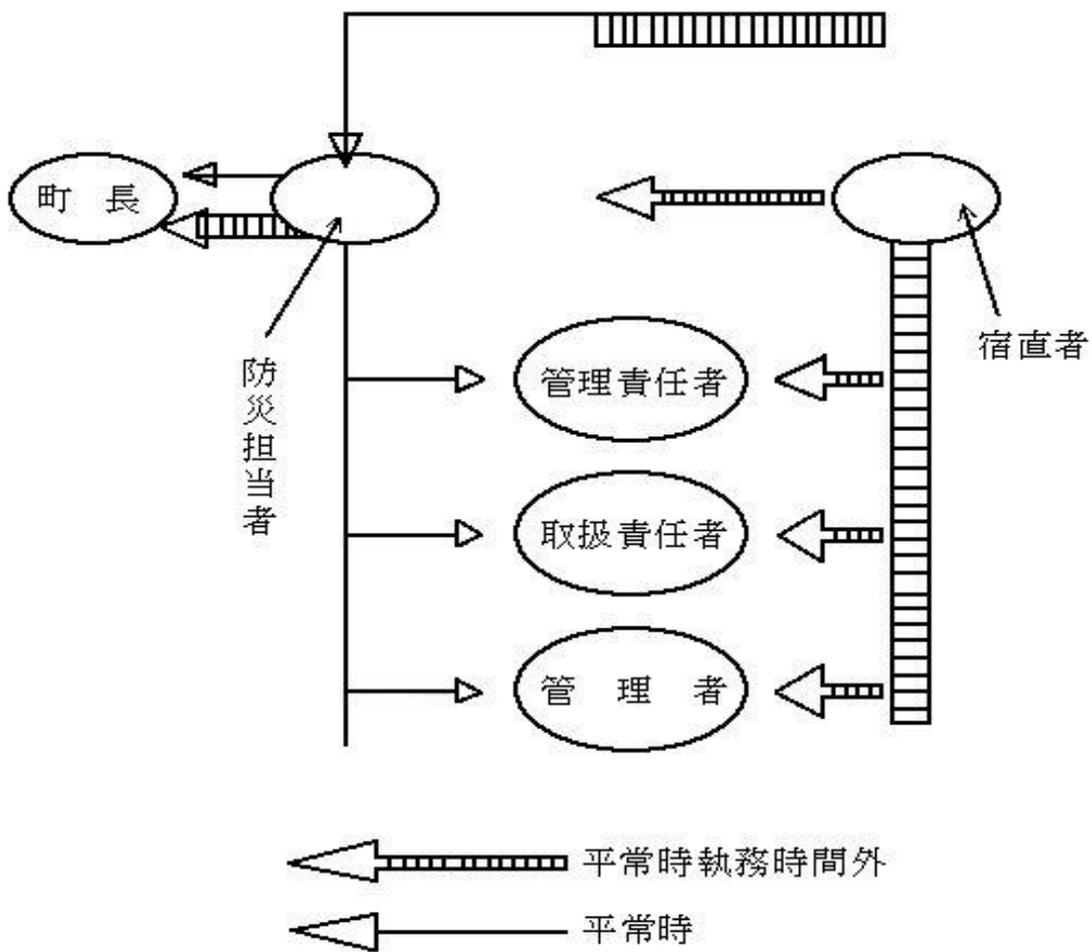
第 15 条 無線設備を共用する団体等との間で、防災業務の遂行に支障を及ぼさないように運用協定を締結するものとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 10 条関係)

1 災害発生時等の連絡体制
災害発生等の情報



2 備付簿冊

- 一 無線業務日誌抄録
- 二 無線局点検表
- 三 無線設備点検表

中泊町防災情報提供システム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防災意識の高揚と災害関連情報の迅速な提供を行うため、中泊町防災情報提供システム（以下「システム」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 町長は、システムの管理責任者を定め、管理及び運用を行わせるものとする。

2 管理責任者は、システムの管理運用の業務を行うとともに、次条に規定する操作取扱者を指揮監督する。

3 管理責任者には、総務課長の職にある者を充てる。

(操作取扱者)

第3条 システムを操作できる者（以下「操作取扱者」という。）は、災害対策活動に従事する町職員等とする。

2 操作取扱者は、総務課消防防災係、総務課情報管理係（システムの統括）小泊支所防災担当、中里消防署職員、小泊消防署職員とする。

(運用)

第4条 システムは、次に掲げる場合に運用するものとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害の発生時及びそのおそれがある場合。

(2) 稼動試験及び操作訓練、防災訓練を行う場合。

(3) その他町長が必要と認めた場合。

(稼動時間等)

第5条 システムは、基本的に終日稼動とする。ただし、保守作業等を行う場合は停止することができる。

2 前項ただし書の規定によりシステムを停止する場合は、管理責任者は、システムの停止期間について、前もって、その周知を図るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、システムのセキュリティ又はデータの保護に支障があると認めたときは、予告なしにシステムを停止させることができる。

(責務)

第8条 システムにより得られる情報の取扱いについては、個人情報に係る町民の基本的人権の擁護を図るため、中泊町個人情報保護条例（平成17年3月28日制定中泊町条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

2 職務上、システムにより情報を知り得る職員（防災関係職員及び消防職員を含む。）は、システムの運用基準及びこの規程の定めるところにより、システムの適正な運用に努めなければならない。

(制限)

第9条 管理責任者は、次の各号に該当する場合は、システムの利用の制限を行うことができる。

(1) システムの円滑な運用に支障をきたすと認められるとき。

(2) システムの保守管理上必要と認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

中泊町防災カメラ運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災情報提供システムの一環として設置した防災カメラにより、災害時に映像による情報収集を行い、的確な態勢の確立を行うとともに、その撮影又は記録した映像情報の管理に関する基本事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 町長は、システムの管理責任者を定め、管理及び運用を行わせるものとする。

2 管理責任者は、システムの管理運用の業務を行うとともに、次条に規定する操作取扱者を指揮監督する。

3 管理責任者には、総務課長の職にある者を充てる。

(操作取扱者)

第3条 システムを操作できる者（以下「操作取扱者」という。）は、災害対策活動に従事する町職員等とする。

2 操作取扱者は、総務課消防防災係、総務課情報管理係（システムの統括）小泊支所防災担当、中里消防署職員、小泊消防署職員とする。

(カメラの設置場所)

第4条 防災カメラの設置場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 小泊漁業協同組合屋上

(2) 旧下前小学校屋上

(運用)

第5条 システムは、次に掲げる場合に運用するものとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害の発生時及びそのおそれがある場合。

(2) 稼動試験及び操作訓練、防災訓練を行う場合。

(3) その他町長が必要と認めた場合。

(稼動時間等)

第6条 このシステムは、災害を監視する観点から365日24時間稼動する。

(禁止行為)

第7条 次に掲げる操作を禁止する。ただし、災害発生時にはこの限りではない。

(1) 民家の撮影。

(2) 住民のズームアップ撮影。(住民の顔等が特定できるようなズームアップを禁止。)

(責務)

第8条 システムにより得られる情報の取扱いについては、個人情報に係る町民の基本的人権の擁護を図るため、中泊町個人情報保護条例（平成17年3月28日制定中泊町条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

2 職務上、システムにより情報を知り得る職員（防災関係職員及び消防職員を含む。）は、中泊町の設置する防災カメラの運用基準及びこの要綱の定めるところにより、システムの適正な運用に努めなければならない。

(映像の提供)

第9条 町長は、条例第12条の規定により、本人から当該本人が識別される映像の開示を請求された場合を除き、システムからの映像を他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 町民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(録画)

第10条 システムによる映像は、災害を監視するため第6条の稼動時間を全て録画する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。